

多摩市認知症施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症である者及びその家族の意思が尊重され、住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう、認知症である者への地域における適切な支援、支援体制の整備その他の認知症に関する施策の推進について検討し、協議するため、多摩市認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、協議する。

- (1) 認知症である者に対する適切な医療及び介護サービスの提供に関すること。
- (2) 認知症である者及びその家族に対する支援に関すること。
- (3) 認知症に関する施策に係る関係団体等の連携に関すること。
- (4) 認知症に関する施策の検証及び方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認知症に関する施策に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内のもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 一般社団法人多摩市医師会が推薦する者
- (2) 認知症当事者会又は家族会が推薦する者
- (3) 多摩市介護保険事業者連絡協議会が推薦する者
- (4) 初期集中支援事業受託団体において当該事業を統括する者
- (5) 東京都認知症疾患医療センター長
- (6) 若年性認知症総合支援センター長
- (7) 多摩中央警察署が推薦する者
- (8) 東京都南多摩保健所が推薦する者
- (9) 多摩市社会福祉協議会が推薦する者
- (10) 第2層生活支援コーディネーター

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名するものをもって充てる。

3 会長は、協議会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会の会議は、会長が主宰する。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の会議は、原則として公開する。

5 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(意見等の聴取等)

第7条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見

を聴き、若しくは説明を求め、又は資料等の提出若しくは提示を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。